

日本料理海外普及人材育成事業実施要領新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="468 310 1092 348">日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領</p> <p data-bbox="1032 401 1469 520">平成26年2月14日決定 平成29年8月25日一部改正 令和元年11月1日一部改正</p> <p data-bbox="94 573 261 604">第1 目的</p> <p data-bbox="94 617 1469 737">この要領は、日本の食文化の海外への普及を促進するため、農林水産省が実施する日本の食文化海外普及人材育成事業（以下「本事業」という。）に関して、その実施に必要な事項を定め、もって我が国における本事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。</p> <p data-bbox="94 789 261 821">第2 用語</p> <p data-bbox="124 833 831 865">この要領で使用する用語は、以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="124 877 1469 1255">1 「取組実施機関」とは、<u>調理師養成施設（調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1号の規定による都道府県知事の指定を受けた施設）、製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第5条第1号の規定による都道府県知事の指定を受けた製菓衛生師養成施設又は製菓分野（製パンを含む。以下同じ。）の課程を置く大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する専門課程（専門士の称号を付与できるものに限る。）を置くもの）のうち、別記様式第1号に規定する履修科目等の要件を満たすものをいう。以下同じ）のうち、次の要件を全て満たし、本事業により日本の食文化の海外普及の人材育成に必要な事務を実施するものをいう。</u></p> <p data-bbox="154 1266 379 1297">(1)～(3)（略）</p> <p data-bbox="124 1310 1469 1604">2 「外国人調理師等」とは、取組実施機関において、<u>調理師若しくは製菓衛生師たるに必要な知識及び技能を修得し、調理師免許若しくは製菓衛生師免許を取得した者、調理師免許若しくは製菓衛生師免許の申請資格を得た者、製菓衛生師法第5条第1号の規定による都道府県知事の指定を受けた製菓衛生師養成施設を卒業した者又は製菓分野の課程を置く大学等を修了した者（別記様式第1号に定める要件を満たす課程を履修し、学士、短期大学士、準学士又は専門士を取得した者であって、製菓衛生師養成施設を卒業した者を除く。以下同じ）のうち、次の要件を全て満たし、取組実施機関の推薦を受けて特定調理等活動を行うものをいう。</u></p> <p data-bbox="154 1614 1469 1942">(1) <u>取組実施機関において調理又は製菓（以下「調理等」という。）の業務に従事するために必要な知識及び技能を修得し、成績優秀かつ素行が善良であること。</u> (2) <u>調理等の知識及び技能を高めようとする意思、及び帰国後、日本の食文化を世界へ発信する意思を有すること。</u> (3) <u>特定調理等活動への従事を開始する時点で満18歳以上であること。</u> (4) <u>調理師免許又は製菓衛生師免許の申請資格を有している者については、本事業に従事する時点において当該免許を取得していること。</u> (5) <u>製菓衛生師養成施設を卒業した者及び製菓分野における大学等を修了した者については、</u></p>	<p data-bbox="1902 310 2466 348">日本料理海外普及人材育成事業実施要領</p> <p data-bbox="2427 401 2864 478">平成26年2月14日決定 平成29年8月25日一部改正</p> <p data-bbox="1492 573 1641 604">第1 目的</p> <p data-bbox="1492 617 2867 737">この要領は、日本食及び食文化の海外への普及を促進するため、農林水産省が実施する日本料理海外普及人材育成事業（以下「本事業」という。）に関して、その実施に必要な事項を定め、もって我が国における本事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。</p> <p data-bbox="1492 789 1641 821">第2 用語</p> <p data-bbox="1522 833 2228 865">この要領で使用する用語は、以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="1522 877 2867 997">1 「取組実施機関」とは、調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第1号の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事の指定を受けた調理師養成施設のうち、次の要件を全て満たし、本事業により日本食及び食文化の海外普及の人材育成に必要な事務を実施するものをいう。</p> <p data-bbox="1552 1266 1777 1297">(1)～(3)（略）</p> <p data-bbox="1522 1310 2867 1430">2 「外国人調理師」とは、取組実施機関において、調理師たるに必要な知識及び技能を修得し、調理師免許取得資格を得た者のうち、次の要件を全て満たし、取組実施機関の推薦を受けて特定日本料理調理活動を行うものをいう。</p> <p data-bbox="1522 1614 2867 1818">(1) <u>取組実施機関において日本料理の調理の業務に従事する調理師たるに必要な知識及び技能を修得し、成績優秀かつ素行が善良であること。</u> (2) <u>日本料理の知識及び技能を高めようとする意思、及び帰国後、日本食及び食文化を世界へ発信する意思を有すること。</u> (3) <u>特定日本料理調理活動への従事を開始する時点で満18歳以上であること。</u></p> <p data-bbox="1507 1829 1605 1860">〔新設〕</p> <p data-bbox="1507 1913 1605 1944">〔新設〕</p>

卒業した後三年以内に製菓衛生師の免許を取得する意思があり、申請書にその旨を宣誓していること。

3 「受入機関」とは、次の要件を全て満たす本邦の公私の機関であって、外国人調理師等を雇用契約に基づく労働者として受け入れ、調理等に係る業務に従事させ、1の取組実施機関と連携して当該外国人調理師等に専門的な知識及び技能を修得させるものをいう。

(1) 外国人調理師等が調理等の知識及び技能を修得するため、実習計画を適切に実施できる事業所（以下「事業所」という。）を有していると認められること。

(2)～(4) (略)

4 「特定調理等活動」とは、農林水産省による実習計画の認定に基づいて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の5の表の下欄の規定に基づき指定した活動であって、当該指定において特定された受入機関との契約に基づき、かつ、特定された事業所において調理等に関する技能を要する業務に従事するものをいう。

### 第3 人材育成の対象とする業務の範囲等

1 第2の4に規定する調理等に関する技能を要する業務は、2の要件を満たし、日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）における飲食店（中分類76）、菓子小売業（製造小売）（細分類番号5861）、パン小売業（製造小売）（細分類番号5863）、旅館・ホテル（細分類番号7511）及びリゾートクラブ（細分類番号7592）に該当する事業所で提供される料理又は飲食料品の調理等の業務であって、外国人調理師等の技能の向上及び日本の食文化の海外普及に寄与すると認められるものとする。

2 外国人調理師等が受入機関において、取組実施機関で修得した技術や知識を活用し、実習期間内に下ごしらえから料理の完成に至るまでの一連の作業工程を実習することが可能であること。

### 第4 実習計画の策定及び認定

1 取組実施機関及び受入機関は共同で、外国人調理師等の調理等の知識及び技能の修得に係る実習計画を策定し、外国人調理師等ごとに別記様式第1号により、原則として当該計画に係る外国人調理師等の在留期間満了日から1か月以上前までに農林水産省に申請し、認定を受けなければならない。実習計画は次の事項を含むものとする。

(1) 調理等の知識及び技能を修得するための計画及び施設に関する事項

(2) 調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価に関する事項

(3) 受入期間

(4) 在留中の住居の確保に関する事項

(5) 外国人調理師等が母国に一時帰国可能な程度の休暇の取得に関する事項

(6) 調理等の指導員及び生活指導員の任命に関する事項

(7) 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項

(8) 外国人調理師等との面接及び外国人調理師等からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項

(9) 外国人調理師等の特定調理等活動に係る経費の確保及び担保措置に関する事項

(10) 特定調理等活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

(11) 外国人調理師等に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第1

3 「受入機関」とは、次の要件を全て満たす本邦の公私の機関であって、外国人調理師を雇用契約に基づく労働者として受け入れ、日本料理の調理に係る業務に従事させ、1の取組実施機関と連携して当該外国人調理師に専門的な知識及び技能を修得させるものをいう。

(1) 外国人調理師が日本料理の知識及び技能を修得するため、実習計画を適切に実施できる事業所（以下「事業所」という。）を有していると認められること。

(2)～(4) (略)

4 「特定日本料理調理活動」とは、農林水産省による実習計画の認定に基づいて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の5の表の下欄の規定に基づき指定した活動であって、当該指定において特定された受入機関との契約に基づき、かつ、特定された事業所において調理に関する技能を要する日本料理の調理に係る業務に従事するものをいう。

### 第3 人材育成の対象とする日本料理

第2の4に規定する調理に関する技能を要する日本料理は、日本標準産業分類（平成21年3月23日総務省告示第175号）における日本料理店（細分類番号7621）、料亭（細分類番号7622）、そば・うどん店（細分類番号7631）、すし店（細分類番号7641）、お好み焼・焼きそば・たこ焼き店（細分類番号7692）及び他に分類されないその他の飲食店（細分類番号7699）に該当する事業所で提供される料理又は飲食料品であって、日本食及び食文化の海外普及に寄与すると認められるものとする。

〔新設〕

### 第4 実習計画の策定及び認定

1 取組実施機関及び受入機関は共同で、外国人調理師の日本料理の知識及び技能の修得に係る実習計画を策定し、受入機関ごとに別記様式第1号により、農林水産省に申請し、認定を受けなければならない。実習計画は次の事項を含むものとする。

(1) 日本料理の知識及び技能を修得するための計画及び施設に関する事項

(2) 日本料理の知識及び技能に係る修得状況の評価に関する事項

〔新設〕

(3) 在留中の住居の確保に関する事項

(4) 外国人調理師が母国に一時帰国可能な程度の休暇の取得に関する事項

(5) 日本料理の指導員及び生活指導員の任命に関する事項

(6) 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項

(7) 外国人調理師との面接及び外国人調理師からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項

(8) 外国人調理師の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

(9) 特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

〔新設〕

22号)」（以下「風俗営業法」という。）第2条第3項に規定する「接待」を行わせない旨の誓約

(12) 受入機関がホテル・旅館又はリゾートクラブに分類される場合にあっては、外国人調理師等に当該受入機関における調理等以外の業務（例：フロント業務、宿泊客の荷物運搬、客室整備、売店等の販売業務、館内清掃等）に従事させない旨の誓約

(13) その他農林水産省が必要と認める事項

2 (略)

(1) 計画の内容が期間全体を通じて効果的な調理等の技能の向上が図られることが確実と認められること。

(2) 外国人調理師等の調理等の技能を必要としない業務又は同一の作業の反復のみによって修得できる調理等の業務に従事させるものでないこと。

(3) 調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価について、その実施体制、方法、実施項目等が適切であると認められること。

(4) 調理等の知識及び技能を修得するための期間を五年以内としていること。

(5) 本事業に従事する時点において製菓衛生師免許を取得していない外国人調理師等については、調理等の知識及び技能を修得するための期間を三年としていること。

(6) 特定調理等活動を行う外国人調理師等の受入れを行う事業所が明確となっており、受入れ人数を一事業所当たり三人以内としていること。

(7) 外国人調理師等が、特定調理等活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けられること。

(8) 外国人調理師等が取組実施期間中において、取組実施機関、受入機関から保証金などを徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が締結されていないこと。

(9) (略)

3 農林水産省は、実習計画を認定したときは、別記様式第2号により取組実施機関、受入機関及び外国人調理師等に通知するものとする。

第5 (略)

1 特定調理等活動において、第4の1に定める申請に係る事項に重要な変更が生じた場合、取組実施機関及び受入機関は共同で、別記様式第3号により農林水産省に速やかに申請し、承認を受けなければならない。

2 農林水産省は、1の申請があった場合、当該申請内容が外国人調理師等の調理等の知識及び技能の修得に資すると認められるときは、実習計画の変更を承認することができる。

3 農林水産省は、実習計画の変更を承認した場合には、別記様式第4号により取組実施機関、受入機関及び外国人調理師等に通知するものとする。

第6 特定調理等活動の実施

1 受入機関は、実習計画に基づき、定期的に外国人調理師等の調理等の知識及び技能の修得状況を確認し、当該外国人調理師等の習熟度に応じた適切な指導を行うよう努めるものとする。

2 受入機関は、外国人調理師等の実習日誌を作成し備え付け、特定調理等活動終了後1年以上保存することとする。

〔新設〕

〔新設〕

2 (略)

(1) 計画の内容が期間全体を通じて効果的な日本料理の調理技能の向上が図られることが確実と認められること。

(2) 調理師の調理技能を必要としない業務又は同一の作業の反復のみによって修得できる調理業務に従事させるものでないこと。

(3) 日本料理の知識及び技能に係る修得状況の評価について、その実施体制、方法、実施項目等が適切であると認められること。

(4) 日本料理の知識及び技能を修得するための期間を五年以内としていること。

〔新設〕

(5) 特定日本料理調理活動を行う外国人調理師の受入れを行う事業所が明確となっており、受入れ人数を一事業所当たり二人以内としていること。

(6) 外国人調理師が、特定日本料理調理活動に日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けられること。

(7) 外国人調理師が取組実施期間中において、取組実施機関、受入機関から保証金などを徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金を定める契約等が締結されていないこと。

(8) (略)

3 農林水産省は、実習計画を認定したときは、別記様式第2号の1により取組実施機関及び受入機関に対し通知するとともに別記様式第2号の2により外国人調理師に通知するものとする。

第5 (略)

1 特定日本料理調理活動において、第4の1に定める申請に係る事項に重要な変更が生じた場合、取組実施機関及び受入機関は共同で、別記様式第3号により農林水産省に速やかに申請し、承認を受けなければならない。

2 農林水産省は、1の申請があった場合、当該申請内容が外国人調理師の日本料理の知識及び技能の修得に資すると認められるときは、実習計画の変更を承認することができる。

3 農林水産省は、実習計画の変更を承認した場合には、別記様式第4号の1により取組実施機関及び受入機関に対し通知するとともに別記様式第4号の2により外国人調理師に通知するものとする。

第6 特定日本料理調理活動の実施

1 受入機関は、実習計画に基づき、定期的に外国人調理師の日本料理の知識及び技能の修得状況を確認し、当該外国人調理師の習熟度に応じた適切な指導を行うよう努めるものとする。

2 受入機関は、外国人調理師の実習日誌を作成し備え付け、特定日本料理調理活動終了後1年以上保存することとする。

第7 (略)

- 1 取組実施機関は、受入機関の協力を得て、少なくとも1年に1回、外国人調理師等の特定調理等活動を通じた調理等の知識及び技能に係る修得状況を評価し、その結果を別記様式第5号により遅滞なく農林水産省に報告することとする。
- 2 農林水産省は、その結果を踏まえ、当該外国人調理師等が特定調理等活動を継続することの適否を判断し、その結果について、別記様式第6号により取組実施機関、受入機関及び外国人調理師等に通知するものとする。

第8 (略)

- 1 取組実施機関は、次に掲げる事項について、少なくとも半年に1回、受入機関又は事業所に対し監査を行い、その結果を当該受入機関又は事業所の所在地を管轄区域とする地方出入国在留管理局（以下「管轄地方出入国在留管理局」という。）に報告するものとする。  
(1)～(5) (略)
- 2 受入機関は、1の監査があったときは、別記様式第7号により取組実施機関に外国人調理師等の受入状況を報告するものとする。
- 3 取組実施機関は、2の報告があったとき、監査の結果を踏まえ実習計画に即した特定調理等活動が実施されるよう必要な措置を講じるとともに、別記様式第8号により農林水産省に外国人調理師等の受入状況を報告するものとする。
- 4 (略)
- 5 農林水産省は、1又は4に定める監査において、外国人調理師等の受入状況に関する是正が必要と認めるときは、当該是正を必要とする事項について取組実施機関及び受入機関に対し報告を求め、必要な措置を講じるものとする。

第9 外国人調理師等との面接

- 1 取組実施機関は、第7に定める修得状況の評価及び第8に定める監査を補完するため、特定調理等活動の実施状況等について、特定調理等活動の最初の1年間においては第8に定める監査とは別に少なくとも半年に1回、2年目以降においては必要と認めるときに外国人調理師等と面接し当該実施状況等を確認し、別記様式第9号の1又は2により農林水産省に報告するものとする。
- 2 (略)

第10 特定調理等活動に係る経費の確保及び担保措置

- 1 取組実施機関は、外国人調理師等が帰国旅費を支弁できないときは帰国旅費を負担しなければならない。
- 2 受入機関は、1の場合において、取組実施機関がやむを得ない理由により帰国旅費を負担することができないときは、当該外国人調理師等の帰国旅費を負担するものとする。
- 3 取組実施機関は、外国人調理師等が製菓衛生師の免許を取得するための受験料、免許申請料等の経費を支弁できないときはその費用を負担しなければならない。
- 4 受入機関は、3の場合において、取組実施機関がやむを得ない理由により製菓衛生師の免許を取得するための経費を負担することができないときは、当該外国人調理師等のその経費を負担するものとする。

第7 (略)

- 1 取組実施機関は、受入機関の協力を得て、少なくとも1年に1回、外国人調理師の特定日本料理調理活動を通じた日本料理の知識及び技能に係る修得状況を評価し、その結果を別記様式第5号により農林水産省に報告することとする。
- 2 農林水産省は、その結果を踏まえ、当該外国人調理師が特定日本料理調理活動を継続することの適否を判断し、その結果について、別記様式第6号の1により取組実施機関に対し通知するとともに、別記様式第6号の2により受入機関及び外国人調理師に通知するものとする。

第8 (略)

- 1 取組実施機関は、次に掲げる事項について、少なくとも6月に1回、受入機関又は事業所に対し監査を行い、その結果を当該受入機関又は事業所の所在地を管轄区域とする地方入国管理局（以下「管轄地方入国管理局」という。）に報告するものとする。  
(1)～(5) (略)
- 2 受入機関は、1の監査があったときは、別記様式第7号により取組実施機関に外国人調理師の受入状況を報告するものとする。
- 3 取組実施機関は、2の報告があったとき、監査の結果を踏まえ実習計画に即した特定日本料理調理活動が実施されるよう必要な措置を講じるとともに、別記様式第8号により農林水産省に外国人調理師の受入状況を報告するものとする。
- 4 (略)
- 5 農林水産省は、1又は4に定める監査において、外国人調理師の受入状況に関する是正が必要と認めるときは、当該是正を必要とする事項について取組実施機関及び受入機関に対し報告を求め、必要な措置を講じるものとする。

第9 外国人調理師との面接

- 1 取組実施機関は、第7に定める修得状況の評価及び第8に定める監査を補完するため、特定日本料理調理活動の実施状況等について必要と認めるときは、外国人調理師と面接し当該実施状況等を確認するものとする。
- 2 (略)

第10 帰国旅費の確保その他の帰国担保措置

- 1 取組実施機関は、外国人調理師が帰国旅費を支弁できないときは帰国旅費を負担しなければならない。
  - 2 受入機関は、1の場合において、取組実施機関がやむを得ない理由により帰国旅費を負担することができないときは、当該外国人調理師の帰国旅費を負担するものとする。  
〔新設〕
- 〔新設〕

第11 特定調理等活動の継続が不可能となった場合の措置

- 1 取組実施機関又は受入機関に起因する理由により実習計画に従った特定調理等活動の継続が不可能となった場合において、外国人調理師等に責がなく、かつ、本人が継続して特定調理等活動の実施を希望するときは、取組実施機関はあらかじめ特定調理等活動の継続に必要な措置を講じるほか、新たな受入機関を確保するよう努めるものとする。
- 2 1に規定する場合（取組実施機関に起因する場合を除く。）において、外国人調理師等が特定調理等活動を継続する場合は、取組実施機関は、新たな受入機関を確保し、あらかじめ別記様式第3号により遅滞なく農林水産省に申請し、承認を受けなければならない。
- 3 農林水産省は、2の申請があった場合、当該内容により、特定調理等活動が適切に継続されると認められる場合は、実習計画の変更を承認することができる。
- 4 （略）

第12 （略）

- 1 農林水産省は、受入機関に対し第8の5の措置を講じたにもかかわらず必要な改善が認められない場合には、当該受入機関において外国人調理師等が特定調理等活動に従事する実習計画の認定を取り消すものとする。
- 2 農林水産省は、受入機関又は外国人調理師等が第2の2及び3に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときも前項と同様とする。
- 3 （略）
- 4 1及び2の規定により実習計画の認定を取り消した場合のうち、外国人調理師等及び取組実施機関が第2の1及び2に掲げる要件を満たすことに変更がない場合、取組実施機関は当該外国人調理師等に係る実習計画を再度作成することができるものとする。

第13 （略）

- 1 取組実施機関は、次に掲げる場合は、その状況を速やかに別記様式第9号から第14号までにより農林水産省に報告しなければならない。
  - (1) 外国人調理師等の特定調理等活動が終了し、帰国した場合
  - (2) 外国人調理師等が帰国した後、日本の食文化の海外への普及に係る業務に就業した場合
  - (3) 外国人調理師等が第4の1（5）に定める休暇を取得した場合
  - (4) 特定調理等活動において、第4の1に定める申請に係る事項に変更が生じた場合（第5の1の規定に基づき申請する場合を除く。）
  - (5) 実習計画に即した特定調理等活動が実施されていないことが判明した場合
  - (6) 特定調理等活動の継続が不可能となった場合
  - (7) 外国人調理師等又は受入機関が第4の2に掲げる要件を満たさなくなった場合
  - (8) 取組実施機関又は受入機関において外国人調理師等が所在不明と判断した場合
  - (9) その他特定調理等活動の実施状況等に関し報告が必要であると農林水産省が認める場合
- 2 取組実施機関は、特定調理等活動の終了後においても、農林水産省が必要と認めるときは、当該外国人調理師等の海外における日本の食文化の発信の状況について、農林水産省に報告しなければならない。

第11 特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合の措置

- 1 取組実施機関又は受入機関に起因する理由により実習計画に従った特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合において、外国人調理師に責がなく、かつ、本人が継続して特定日本料理調理活動の実施を希望するときは、取組実施機関はあらかじめ特定日本料理調理活動の継続に必要な措置を講じるほか、新たな受入機関を確保するよう努めるものとする。
- 2 1に規定する場合（取組実施機関に起因する場合を除く。）において、外国人調理師が特定日本料理調理活動を継続する場合は、取組実施機関は、新たな受入機関を確保し、あらかじめ別記様式第3号により農林水産省に申請し、承認を受けなければならない。
- 3 農林水産省は、2の申請があった場合、当該内容により、特定日本料理調理活動が適切に継続されると認められる場合は、実習計画の変更を承認することができる。
- 4 （略）

第12 （略）

- 1 農林水産省は、受入機関に対し第8の5の措置を講じたにもかかわらず必要な改善が認められない場合には、当該受入機関において外国人調理師が特定日本料理調理活動に従事する実習計画の認定を取り消すものとする。
- 2 農林水産省は、受入機関又は外国人調理師が第2の2及び3に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときも前項と同様とする。
- 3 （略）
- 4 1及び2の規定により実習計画の認定を取り消した場合のうち、外国人調理師及び取組実施機関が第2の1及び2に掲げる要件を満たすことに変更がない場合、取組実施機関は当該外国人調理師に係る実習計画を再度作成することができるものとする。

第13 （略）

- 1 取組実施機関は、次に掲げる場合は、その状況を速やかに別記様式第9号から第13号までにより農林水産省に報告しなければならない。
  - (1) 外国人調理師の特定日本料理調理活動が終了し、帰国した場合
  - (2) 外国人調理師が帰国した後、日本料理の海外への普及に係る業務に就業した場合
  - (3) 外国人調理師が第4の1（4）に定める休暇を取得した場合
  - (4) 特定日本料理調理活動において、第4の1に定める申請に係る事項に変更が生じた場合（第5の1の規定に基づき申請する場合を除く。）
  - (5) 実習計画に即した特定日本料理調理活動が実施されていないことが判明した場合
  - (6) 特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合
  - (7) 外国人調理師又は受入機関が第4の2に掲げる要件を満たさなくなった場合
- 〔新設〕
- (8) その他特定日本料理調理活動の実施状況等に関し報告が必要であると農林水産省が認める場合
- 2 取組実施機関は、特定日本料理調理活動の終了後においても、農林水産省が必要と認めるときは、当該外国人調理師の海外における日本食及び食文化の発信の状況について、農林水産省に報告しなければならない。

第14 (略)

1 取組実施機関は、次に掲げるときは、速やかに管轄地方出入国在留管理局に報告するものとする。

(1)～(4) (略)

2 取組実施機関は、本事業の実施状況等について、必要に応じ、管轄地方出入国在留管理局又は厚生労働省担当部局に報告するものとする。

第15 海外での日本の食文化普及活動従事のための支援

1 農林水産省は、取組実施機関からの報告に基づき外国人調理師等の実態を把握し、取組実施機関、受入機関に対し、日本の食文化の海外普及を図るため、必要な指導、支援等を行うものとする。

2 農林水産省は、取組実施機関から第13の1の(1)による報告を受けたとき、特定調理等活動を終了した外国人調理師等に関する情報を特定非営利活動法人日本食レストラン海外普及推進機構に通知することができる。

附則

1 この要領は、令和元年●月●日から施行する。

2 令和元年●年●月以前に「日本料理海外普及人材育成事業」による認定を受けたものについては、本事業により認定を受けたものとみなす。

別記様式第1号

年月日  
番号

実習計画認定申請書

農林水産省食料産業局長殿

(取組実施機関)

所在地

名称

代表者の役職・氏名

㊞

(受入機関)

所在地

名称

代表者の役職・氏名

㊞

日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第4の1の規定に基づき、下記に係る実習計画を別紙のとおり策定したので申請をする。

第14 (略)

1 取組実施機関は、次に掲げるときは、速やかに管轄地方入国管理局に報告するものとする。

(1)～(4) (略)

2 取組実施機関は、本事業の実施状況等について、必要に応じ、管轄地方入国管理局又は厚生労働省担当部局に報告するものとする。

第15 海外での日本料理普及活動従事のための支援

1 農林水産省は、取組実施機関からの報告に基づき外国人調理師の実態を把握し、取組実施機関、受入機関に対し、日本食及び食文化の海外普及を図るため、必要な指導、支援等を行うものとする。

2 農林水産省は、取組実施機関から第13の1の(1)による報告を受けたとき、特定日本料理調理活動を終了した外国人調理師に関する情報を特定非営利活動法人日本食レストラン海外普及推進機構に通知することができる。

附則

この要領は、平成29年8月25日から施行する。

[新設]

別記様式第1号

年月日  
番号

実習計画認定申請書

農林水産省食料産業局長宛

(取組実施機関)

所在地

名称

代表者の氏名

㊞

(受入機関)

所在地

名称

代表者の氏名

㊞

日本料理海外普及人材育成事業実施要領第4の1の規定に基づき、下記に係る実習計画を別紙のとおり策定したので申請をする。

記

1 推薦する外国人調理師等

氏名：  
住所：  
国籍：

2 受入期間：令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日（〇年〇ヶ月）

※受入期間の年号については、西暦でも可

3 特定調理等活動を実施する事業所名

特定調理等活動を実施する事業所の所在地

4 要件への該当

(1) 取組実施機関に係る要件

※人員については、監査が実施可能な人数を確保することとし、労務・人事関係業務に精通し、監査の実施能力がある人員体制を確保していることが分かる書類を添付

※その他必要書類

①調理師養成施設の指定に係る文書（養成施設以外は告示の写し）、②職務経歴書、③直近の財務諸表、④職業紹介に係る許可又は開始届出受理に係る文書

(2) 外国人調理師等に係る要件

※定型の署名文への署名の写しを添付（意思確認書、資格証明、年齢確認書類等）

※その他必要書類

①調理師免許証又は製菓衛生師免許証（調理師等免許証又は製菓衛生師免許証がない場合は、第2の1に規定されている取組実施機関の卒業証書。ただし、調理師免許証、製菓衛生師免許証については、取得後速やかに提出すること。）②成績証明書等成績優秀であることを証する書類③誓約書1（風俗営業法第2条第3項に規定する「接待」を行わせない旨の記載があるもの）、誓約書2（調理・製菓以外の業務に従事させない旨の記載があるもの）、誓約書3（申請時に製菓衛生師免許を取得していない場合、実習期間三年以内に製菓衛生師の試験を受ける旨の記載があるもの）※誓約書1、2は「取組実施機関」及び「受入機関」の連名での誓約が必要。誓約書3は、取組実施機関、受入機関及び外国人調理師等の連名の誓約が必要。④雇用契約書（労働範囲・職種が記載されたもの）

（第2の2で規定する製菓分野の課程を置く大学等を修了した者については、以下の書類が必要）

①履修証明書②卒業証明書（学位（称号）の分かるもの）③成績証明書等成績優秀であることを証する書類④推薦状（取組実施期間が発行したもの）⑤誓約書1（風俗営業法第2条第3項に規定する「接待」を行わせない旨の記載があるもの）、誓約書2（調理・製菓以外の業務に従事させない旨の記載があるもの）、誓約書3（実習期間三年以内に製菓衛生師の試験を受ける旨の記載があるもの）※誓約書1、2は「取組実施機関」及び「受入機関」の連名での誓約が必要。誓約書3は、取組実施機関、受入機関及び外国人調理師等の連名の誓約が必要。⑥雇用契約書（労働範囲・職種が記載されたもの）

記

1 推薦する外国人調理師

氏名：  
住所：  
国籍：

2 受入期間：平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日（〇年〇ヶ月）

3 特定日本料理調理活動を実施する事業所名

特定日本料理調理活動を実施する事業所の所在地

4 要件への該当

(1) 取組実施機関に係る要件

※人員については、監査が実施可能な人数を確保することとし、労務・人事関係業務に精通し、監査の実施能力がある人員体制を確保していることが分かる書類を添付

(2) 外国人調理師に係る要件

※定型の署名文への署名の写しを添付

※なお、要件を満たすための必要な履修科目及び履修時間は、以下とする。

①衛生法規②公衆衛生学③食品学④食品衛生学⑤栄養学⑥製菓理論⑦製菓実習（480時間以上）

(3) 受入機関に係る要件

※労働条件の確保については「労働条件通知書の写し」、安全性の確保については「労働災害の防止及び安全衛生の管理に係る取組内容」（労働安全衛生法に基づく雇入れ及び作業内容変更時の安全衛生教育の実施（※2）並びに雇入れ時及び定期健康診断の実施について等）、雇用保険等についてはその証明等を添付

※2 具体的には、

- 調理器具、食料品加工機械等の安全な取扱方法
- 作業手順
- 作業開始前点検に関する事項
- 疾病の原因及び予防に関する事項
- 整理、整頓及び清潔の保持に関する事項
- 事故時における応急措置及び退避に関する事項
- その他、安全及び衛生に関する対策等

別紙

実習計画

1 調理等の知識及び技能を修得するための計画及び施設に関する事項

(1) 調理等の知識及び技能を修得するための計画案

1) 従事する調理等業務の内容、目標とする技能のレベル

段階	従事する調理業務の内容	目標とする技能レベル
（事例ごとの対応。）		

\* 受入機関が作成する修得計画により、段階的に従事する調理業務に内容及び目標とする技能レベルをまとめた計画案を作成する。

\* 目標とする技能レベルの中に、次の安全衛生教育の内容が全て網羅されていることを確認する。

- 調理器具、食料品加工機械等の安全な取扱い方法
- 作業手順
- 作業開始前点検に関する事項
- 疾病の原因及び予防に関する事項

(3) 受入機関に係る要件

※労働条件の確保については「労働条件通知書の写し」、安全性の確保については「労働災害の防止及び安全衛生の管理に係る取組内容」（労働安全衛生法に基づく雇入れ及び作業内容変更時の安全衛生教育の実施（※2）並びに雇入れ時及び定期健康診断の実施について等）、雇用保険等についてはその証明等を添付

※2 具体的には、

- 調理器具、食料品加工機械等の安全な取扱方法
- 作業手順
- 作業開始前点検に関する事項
- 疾病の原因及び予防に関する事項
- 整理、整頓及び清潔の保持に関する事項
- 事故時における応急措置及び退避に関する事項
- その他、安全及び衛生に関する対策等

別紙

実習計画

1 日本料理の知識及び技能を修得するための計画及び施設に関する事項

(1) 日本料理の知識及び技能を修得するための計画案

※従事する調理業務の内容、目標とする技能のレベル、受入機関が適切と考えられる理由等を記載

○整理、整頓及び清潔の保持に関する事項  
○事故時における応急措置及び回避に関する事項  
○その他安全及び衛生に関する対策等  
なお、一部内容を新人研修等で集中的に実施する対応も可。

2) 受入機関が適切と考えられる理由等を記載

- (2) 施設  
事業所名  
事業所住所  
施設概要  
※事業所の従業員数、面積、客席数及び厨房の概要等を記載し、店舗内部及び厨房の図面・写真等を添付
- 2 調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価に関する事項  
※実施体制（①評価予定時期、②評価実施場所、③評価担当者）、技能評価基準及び評価手法を記載
- 3 (略)
- 4 外国人調理師等が母国に一時帰国可能な程度の休暇の取得に関する事項
- 5 調理等の指導員及び生活指導員の任命に関する事項  
(1) 調理等の指導員  
氏名  
勤務先 ※勤務する会社及び事業所名を記載  
経歴 ※調理等に関する経験等を記載  
(2) (略)
- 6 (略)  
※外国人調理師等に支払う予定の報酬額が、日本人と同等額以上である根拠を記載  
  
※(略)
- 7 外国人調理師等との面接及び外国人調理師等からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項  
※(略)  
  
例：(略)

- (2) 施設  
事業所名  
事業所住所  
施設概要  
※事業所の従業員数、面積、客席数及び厨房の概要等を記載し、店舗の図面、写真等を添付
- 2 日本料理の知識及び技能に係る修得状況の評価に関する事項  
※実施体制、技能評価基準及び評価手法を記載
- 3 (略)
- 4 外国人調理師が母国に一時帰国可能な程度の休暇の取得に関する事項
- 5 日本料理の指導員及び生活指導員の任命に関する事項  
(1) 日本料理の指導員  
氏名  
勤務先 ※勤務する会社及び事業所名を記載  
経歴 ※日本料理の調理に関する経験等を記載  
(2) (略)
- 6 (略)  
※外国人調理人に支払う予定の報酬額が、日本人と同等額以上である根拠を記載  
  
※(略)
- 7 外国人調理師との面接及び外国人調理師からの生活・労働等に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに監査の実施に関する事項  
※(略)  
  
例：(略)

8 外国人調理師等の特定調理等活動に係る経費の確保及び担保措置に関する事項

9 特定調理等活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

別記様式第2号

年月日  
番号

実習計画認定通知書

取組実施機関の代表者殿  
受入機関の代表者殿  
外国人調理師等殿

農林水産省食料産業局長

日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第4の2に基づき、下記のとおり認定しましたので、同要領第4の3に基づき通知します。

記

- 1 外国人調理師等を雇用する機関名及び機関住所
- 2 特定調理等活動を実施する事業所名及び事業所住所
- 3 外国人調理師等の氏名、住所及び国籍
- 4・5 (略)

※取組実施機関の代表者宛、受入機関の代表者宛及び外国人調理師等宛の通知書はそれぞれ別葉とする。

※事業所が複数の場合は括弧書きで区分し、外国人調理師等の氏名、住所及び国籍並びに受入期間についても事業所の括弧書きに対応させて記載

※1については、外国人調理師等と雇用契約を締結する機関を記載

※(略)

[削除]

8 外国人調理師の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

9 特定日本料理調理活動の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

別記様式第2号の1

年月日  
番号

実習計画認定通知書

取組実施機関の代表者宛  
受入機関の代表者宛

農林水産省食料産業局長

日本料理海外普及人材育成事業実施要領第4の2に基づき、下記のとおり認定しましたので、同要領第4の3に基づき通知します。

記

- 1 外国人調理師を雇用する機関名及び機関住所
- 2 特定日本料理調理活動を実施する事業所名及び事業所住所
- 3 外国人調理師の氏名、住所及び国籍
- 4・5 (略)

※取組実施機関の代表者宛と受入機関の代表者宛の通知書はそれぞれ別葉とする。

※事業所が複数の場合は括弧書きで区分し、外国人調理師の氏名、住所及び国籍並びに受入期間についても事業所の括弧書きに対応させて記載

※1については、外国人調理師と雇用契約を締結する機関を記載

※(略)

別記様式第2号の2

年月日  
番号

実習計画認定通知書

別記様式第3号

年月日  
番 号

実習計画変更申請書

農林水産省食料産業局長殿

(取組実施機関)

所在地

名称

代表者の役職・氏名

㊟

(受入機関)

所在地

名称

代表者の役職・氏名

㊟

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第5の1(又は第11の2)の規定に基づき、下記のとおり変更を申請する。

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画を変更している場合)

外国人調理師宛

農林水産省食料産業局長

日本料理海外普及人材育成事業実施要領第4の1に基づき〇〇〇(取組実施機関の代表者)及び〇〇〇(受入機関の代表者)から申請があった件について、第4の2に基づき、下記のとおり認定しましたので、同要領第4の3に基づき通知します。

記

1 特定日本料理調理活動を実施する事業所名及び事業所住所

2 受入期間

3 認定した実習計画の内容

※実習計画の写しを添付

別記様式第3号

年月日  
番 号

実習計画変更申請書

農林水産省食料産業局長宛

(取組実施機関)

所在地

名称

代表者の氏名

㊟

(受入機関)

所在地

名称

代表者の氏名

㊟

平成〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された実習計画について、日本料理海外普及人材育成事業実施要領第5の1(又は第11の2)の規定に基づき、下記のとおり変更を申請する。

令和（平成）〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇（外国人調理師等の氏名）の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第5の1（又は第11の2）の規定に基づき、下記のとおり変更を申請する。

記

- 1 変更事項  
〇〇〇〇〇  
（変更前）  
（変更後）

- 2 変更理由  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

※(略)  
※変更後の実習計画を転部する際は、その事項を裏付けする資料も添付

別記様式第4号

年月日  
番 号

実習計画変更承認通知書

取組実施機関の代表者殿  
受入機関の代表者殿  
外国人調理師等殿

農林水産省食料産業局長

日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第5の2（又は第11の3）に基づき、下記のとおり変更を承認しましたので、同要領第5の3（又は第11の4）に基づき通知します。

記

- 1 外国人調理師等を雇用する機関名及び機関住所
- 2 特定調理等活動を実施する事業所名及び事業所住所
- 3 外国人調理師等の氏名、住所及び国籍
- 4・5 （略）

※取組実施機関の代表者宛、受入機関の代表者宛及び外国人調理師等宛の通知書はそれぞれ別葉

記

- 1 変更事項  
〇〇〇〇〇  
（変更前）  
（変更後）

- 2 変更理由  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

※(略)  
※受入機関が変更となる場合は、変更後の受入機関が申請を行うこと。

別記様式第4号の1

年月日  
番 号

実習計画変更承認通知書

取組実施機関の代表者宛  
受入機関の代表者宛

農林水産省食料産業局長

日本料理海外普及人材育成事業実施要領第5の2（又は第11の3）に基づき、下記のとおり変更を承認しましたので、同要領第5の3（又は第11の4）に基づき通知します。

記

- 1 外国人調理師を雇用する機関名及び機関住所
- 2 特定日本料理調理活動を実施する事業所名及び事業所住所
- 3 外国人調理師の氏名、住所及び国籍
- 4・5 （略）

※取組実施機関の代表者宛と受入機関の代表者宛の通知書はそれぞれ別葉とすること

とすること

※事業所が複数の場合は括弧書きで区分し、外国人調理師等の氏名及び国籍並びに機関についても事業所の括弧書きに対応させて記載

※1については、外国人調理師等と雇用契約を締結する機関を記載

※(略)

[削除]

別記様式第5号

修得状況評価実施報告書

農林水産省食料産業局長殿

所在地  
名 称

年月日  
番 号

※事業所が複数の場合は括弧書きで区分し、外国人調理師の氏名及び国籍並びに機関についても事業所の括弧書きに対応させて記載

※1については、外国人調理師と雇用契約を締結する機関を記載

※(略)

別記様式第4号の2

年月日  
番 号

実習計画変更承認通知書

外国人調理師宛

農林水産省食料産業局長

日本料理海外普及人材育成事業実施要領第5の1（又は第11の2）に基づき〇〇〇（取組実施機関の代表者）及び〇〇〇（受入機関の代表者）から実習計画の変更申請があった件について、第5の2（又は第11の3）に基づき、下記のとおり認定しましたので、同要領第5の3（又は第11の4）に基づき通知します。

記

1 特定日本料理調理活動を実施する事業所名及び事業所住所

2 受入期間

3 変更を承認した実習計画の内容

※実習計画の写しを添付

別記様式第5号

年月日  
番 号

修得状況評価実施報告書

農林水産省食料産業局長宛

所在地  
名 称

代表者の役職・氏名

㊟

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産第〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第7の1に基づき調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価を行いましたので、下記のとおり報告します。

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画を変更している場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第7の1に基づき調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 (略)
- 2 評価を行った外国人調理師等  
氏名  
住所  
国籍
- 3・4 (略)

別記様式第6号

年月日  
番 号

通 知 書

取組実施機関の代表者殿  
受入機関の代表者殿  
外国人調理師等殿

農林水産省食料産業局長

外国人調理師等の調理等の知識及び技能に係る修得状況の評価に関する報告があった件について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第7の2に基づき、下記のとおり外国人調理師等が特定調理等活動を継続することの適否を通知します。

記

代表者の氏名

㊟

日本料理海外普及人材育成事業実施要領第7の1に基づき外国人調理師の日本料理の知識及び技能に係る修得状況の評価を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 (略)
- 2 評価を行った外国人調理師  
氏名  
住所  
国籍
- 3・4 (略)

別記様式第6号の1

年月日  
番 号

通 知 書

取組実施機関の代表者宛  
受入機関の代表者宛

農林水産省食料産業局長

平成〇年〇月〇日付(番号)により外国人調理師の日本料理の知識及び技能に係る修得状況の評価について報告があった件について、日本料理海外普及人材育成事業実施要領第7の2に基づき、外国人調理師が特定日本料理調理活動を継続することの適否について、下記のとおり通知します。

記

- 1 (略)
- 2 対象の特定調理等活動  
外国人調理師等の氏名  
外国人調理師等の住所  
外国人調理師等の国籍  
受入期間  
事業所名  
事業所住所
- 3 (略)

[削除]

- 1 (略)
- 2 対象の特定日本料理調理活動  
外国人調理師の氏名  
外国人調理師の住所  
外国人調理師の国籍  
受入期間  
事業所名  
事業所住所
- 3 (略)

別記様式第6号の2

年月日  
番 号

通 知 書

受入機関の代表者宛  
外国人調理師宛

農林水産省食料産業局長

平成〇年〇月〇日付（番号）により（取組実施機関の代表者）から（外国人調理師の）日本料理の知識及び技能に係る修得状況の評価について報告のあった件について、日本料理海外普及人材育成事業実施要領第7の2に基づき、（外国人調理師が）特定日本料理調理活動を継続することの適否について、下記のとおり通知します。

記

- 1 受入機関  
名称  
住所  
代表者の氏名
- 2 対象の特定日本料理調理活動  
外国人調理師の氏名  
外国人調理師の住所  
外国人調理師の国籍  
受入期間

別記様式第7号  
(受入機関→取組実施機関)

年月日  
番 号

受入状況報告書

取組実施機関の代表者殿

所在地  
名 称  
代表者の役職・氏名

㊟

令和（平成）〇〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により日本の食文化海外普及人材育成事業に認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第8の2に基づき、下記のとおり外国人調理師等の受入状況を報告します。

記

1～5 (略)

別記様式第8号  
(取組実施機関→食料産業局長)

年月日  
番 号

受入状況報告書

農林水産省食料産業局長殿

(取組実施機関)  
所在地

事業所名  
事業所住所

3 特定日本料理調理活動を継続することの適否

※受入機関の代表者宛、外国人調理師宛の通知書はそれぞれ別葉とする。

別記様式第7号  
(受入機関→取組実施機関)

年月日  
番 号

受入状況報告書

取組実施機関の代表者宛

所在地  
名 称  
代表者の氏名

㊟

日本料理海外普及人材育成事業実施要領第8の2に基づき、外国人調理師の受入状況について、下記のとおり報告します。

記

1～5 (略)

別記様式第8号  
(取組実施機関→食料産業局長)

年月日  
番 号

受入状況報告書

農林水産省食料産業局長宛

所在地

名 称  
代表者の役職・氏名

㊟

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第8の1に基づき監査を行い、受入機関から第8の2に基づく受入状況の報告があったので、第8の3に基づき、下記のとおり外国人調理師等の受入れ状況を報告します。

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画を変更している場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)の実習計画について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第8の1に基づき監査を行い、受入機関から第8の2に基づく受入状況の報告があったので、第8の3に基づき、下記のとおり報告します。

記

1・2 (略)

別記様式第9号の1

年月日  
番 号

面接状況報告書

農林水産省食料産業局長殿

(取組実施機関)

所在地

名 称

代表者の役職・氏名

㊟

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第9の1に基づき面接を行った結果、特に問題がないことを報告します。

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画を変更している場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第9の1に基づき面接を行った結果、特に問題がないことを報告します。

名 称  
代表者の氏名

㊟

日本料理海外普及人材育成事業実施要領第8の1に基づき監査を行い、受入機関から第8の2に基づく受入状況の報告があったので、第8の3に基づき、外国人調理師の受入状況について、下記のとおり報告します。

記

1・2 (略)

[新規]

別記様式第9号の2

年月日  
番 号

面接状況報告書

農林水産省食料産業局長殿

(取組実施機関)

所在地

名 称

代表者の役職・氏名

㊞

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第9の1に基づき面接を行った結果、以下の事案がありましたので報告します。

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画を変更している場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第9の1に基づき面接を行った結果、以下の事案がありましたので報告します。

記

1 面談日時

2 懸案事案

3 対応方針

別記様式第10号

(取組実施機関→食料産業局長)

年月日  
番 号

特定調理等活動終了報告書

農林水産省食料産業局長殿

[新規]

別記様式第9号

(取組実施機関→食料産業局長)

年月日  
番 号

特定日本料理調理活動終了報告書

農林水産省食料産業局長宛

(取組実施機関)

所在地

名称

代表者の役職・氏名

㊞

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(1)の規定に基づき、特定調理等活動を終了したので下記のとおり報告する。

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画を変更している場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(1)の規定に基づき、特定調理等活動を終了したので下記のとおり報告する。

記

1 特定調理等活動を終了した外国人調理師等

氏名:

国籍:

帰国先:

2 受入期間: 令和(平成)〇〇年〇月〇日～令和(平成)〇〇年〇月〇日 (〇年〇ヶ月)

3 特定調理等活動を実施した受入機関名及び事業所名

特定調理等活動を実施した受入機関及び事業所の所在地

4 特定調理等活動の概要

※(略)

※外国人調理師等の自己都合により特定調理等活動を終了した場合には、理由を記載

別記様式第11号

(取組実施機関→食料産業局長)

年月日

番号

帰国後就業状況報告書

農林水産省食料産業局長殿

(取組実施機関)

所在地

名称

代表者の氏名

㊞

日本料理海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(1)の規定に基づき、外国人調理師が特定日本料理調理活動を終了したので下記のとおり報告する。

記

1 特定日本料理調理活動を終了した外国人調理師

氏名:

国籍:

帰国先:

2 受入期間: 平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日 (〇年〇ヶ月)

3 特定日本料理調理活動を実施した受入機関名及び事業所名

特定日本料理調理活動を実施した受入機関及び事業所の所在地

4 特定日本料理調理活動の概要

※(略)

※外国人調理師の自己都合により特定日本料理調理活動を終了した場合には、理由を記載

別記様式第10号

(取組実施機関→食料産業局長)

年月日

番号

帰国後就業状況報告書

農林水産省食料産業局長宛

(取組実施機関)  
所在地  
名称  
代表者の役職・氏名

㊞

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(2)の規定に基づき、海外への普及に係る調理等の業務に就業したので下記のとおり報告する。

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画を変更している場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(2)の規定に基づき、海外への普及に係る調理等の業務に就業したので下記のとおり報告する。

記

- 1 特定調理等活動を終了した外国人調理師等  
氏名：  
国籍：  
帰国先：

2 受入期間：令和(平成)〇〇年〇月〇日～令和(平成)〇〇年〇月〇日 (〇年〇ヶ月)

3 外国人調理師等の就業の状況  
(1)～(3) (略)

別記様式第12号  
(取組実施機関→食料産業局長)

年月日  
番 号

休暇取得状況報告書

農林水産省食料産業局長殿

(取組実施機関)  
所在地  
名称  
代表者の役職・氏名

㊞

(取組実施機関)  
所在地  
名称  
代表者の氏名

㊞

日本料理海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(2)の規定に基づき、外国人調理師が日本料理の海外への普及に係る業務に就業したので下記のとおり報告する。

記

- 1 特定日本料理調理活動を終了した外国人調理師  
氏名：  
国籍：  
帰国先：

2 受入期間：平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日 (〇年〇ヶ月)

3 外国人調理師の就業の状況  
(1)～(3) (略)

別記様式第11号  
(取組実施機関→食料産業局長)

年月日  
番 号

休暇取得状況報告書

農林水産省食料産業局長宛

(取組実施機関)  
所在地  
名称  
代表者の氏名

㊞

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(3)の規定に基づき、長期休暇を取得したので下記のとおり報告する。

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画を変更している場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(3)の規定に基づき、長期休暇を取得したので下記のとおり報告する。

記

- 1 長期休暇を取得した外国人調理師等  
氏名：  
住所：  
国籍：  
一時帰国先：
- 2 特定調理等活動を実施している受入機関及び事業所名  
特定調理等活動を実施している受入機関及び事業所の所在地
- 3 休暇期間：令和(平成)〇〇年〇月〇日～令和(平成)〇〇年〇月〇日

別記様式第13号

(取組実施機関→食料産業局長)

年月日  
番号

実習計画変更報告書

農林水産省食料産業局長殿

(取組実施機関)

所在地

名称

代表者の役職・氏名

㊟

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、下記のとおり変更があったため、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第13の1の

日本料理海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(3)の規定に基づき、外国人調理師が長期休暇を取得したので下記のとおり報告する。

記

- 1 長期休暇を取得した外国人調理師  
氏名：  
住所：  
国籍：  
一時帰国先：
- 2 特定日本料理調理活動を実施している受入機関及び事業所名  
特定日本料理調理活動を実施している受入機関及び事業所の所在地
- 3 休暇期間：平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日

別記様式第12号

(取組実施機関→食料産業局長)

年月日  
番号

実習計画変更報告書

農林水産省食料産業局長宛

(取組実施機関)

所在地

名称

代表者の氏名

㊟

平成〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された実習計画について下記のとおり変更があったため、日本料理海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(4)の規定に基づき報告する。

(4)の規定に基づき報告する。

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画を変更している場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、下記のとおり変更があったため、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(4)の規定に基づき報告する。

記

1・2 (略)

別記様式第14号

(取組実施機関→食料産業局長)

年月日  
番 号

状況報告書

農林水産省食料産業局長殿

(取組実施機関)

所在地

名称

代表者の役職・氏名

印

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画変更をしていない場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(5)(6)(7)又は(8))の規定に基づき、下記のとおり状況を報告する。

(これまでに実施要領第5の1(又は第11の2)に基づく実習計画を変更している場合)

令和(平成)〇年〇月〇日付〇〇食産〇〇号により実習計画変更が認定された〇〇〇〇(外国人調理師等の氏名)について、日本の食文化海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(5)(、(6)、(7)又は(8))の規定に基づき、下記のとおり状況を報告する。

記

1 実施中の特定調理師等活動

外国人調理師等の氏名

外国人調理師等の住所

外国人調理師等の国籍

記

1・2 (略)

別記様式第13号

(取組実施機関→食料産業局長)

年月日  
番 号

状況報告書

農林水産省食料産業局長宛

(取組実施機関)

所在地

名称

代表者の氏名

印

日本料理海外普及人材育成事業実施要領第13の1の(5)(又は(6)又は(7)又は(8))の規定に基づき、下記のとおり状況を報告する。

記

1 実施中の特定日本料理調理活動

外国人調理師の氏名

外国人調理師の住所

外国人調理師の国籍

受入期間  
事業所名  
事業所住所

2・3 (略)

受入期間  
事業所名  
事業所住所

2・3 (略)